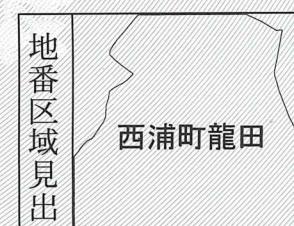


(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	蒲郡市西浦町龍田			地番	62番2
出縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類
作成年月日				備付年月日 (原図)		補記項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局豊川出張所管轄)

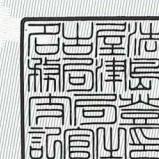
令和7年6月6日

名古屋法務局津島支局

登記官

請求番号 : 25-1

(1/1)



公用